

---

平成26年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成26年6月24日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成26年6月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算(第5号)」
- 日程第6 議案第8号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 平成26年度由布市新消防庁舎建設(建築主体)工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第52号 平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第53号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第56号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第58号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第59号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第16 議案第60号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第61号 平成26年度庄内簡易水道導・送水管布設替工事請負契約の締結について
- 日程第18 決算特別委員会の設置

日程第19 決算特別委員会委員の選任

追加日程

日程第1 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第3 発議第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

日程第4 発議第6号 メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求める意見書

日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

---

本日の会議に付した事件

日程第1 請願の取下げの件について

日程第2 請願・陳情について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）」

日程第6 議案第8号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第51号 平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結について

日程第8 議案第52号 平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について

日程第9 議案第53号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第55号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第56号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第13 議案第57号 由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について

日程第14 議案第58号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について

- 日程第15 議案第59号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第16 議案第60号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成26年度庄内簡易水道導・送水管布設替工事請負契約の締結について
- 日程第18 決算特別委員会の設置
- 日程第19 決算特別委員会委員の選任
- 追加日程
- 日程第1 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第3 発議第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書
- 日程第4 発議第6号 メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求める意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

---

出席議員（21名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---



去る6月18日の常任委員会で請願内容について紹介議員より詳細な説明を受けました。

委員会として審査に入りましたが、その後、請願者より諸般の事情で取り下げたいとの旨の届け出がありましたので、当委員会としては、その時点で審査を中断したところであります。

以上、報告をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 委員長報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています受理番号6の請願の取り下げの件については、請願者からの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、受理番号6の請願の取り下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願5件、陳情2件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 総務常任委員長の佐藤人己です。ただいまより請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時は、18日、19日、23日です。場所は庄内庁舎6階会議室、一部は挟間庁舎でも行いました。出席者は記載のとおりで。

請願受理番号2、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

委員会の意見、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、政府に対して地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けた対策を求めます。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、受理番号4、件名、安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反対する請願。

集団的自衛権行使容認の動きをめぐっては、現在盛んに国会内で議論が行われています。憲法

解釈変更による行使容認については、慎重な検討を求める意見が与党内にも根強くあり、動向が注目されます。

委員から、国防上は絶対に必要であるとの意見も出されましたが、今後の国会での議論の推移を見守りたいとの意見が多数となりました。

慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定しました。

続きまして、陳情、受理番号2、件名、特定秘密保護法撤廃の採択に関する陳情書。

委員会の意見、昨年12月6日に成立、同月13日に公布された特定秘密保護法の撤廃を求め、国会への意見書の提出を求めるものです。この法律は、漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を特定秘密に指定し、取扱者を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとする人を処罰することにより、特定秘密を守ろうとするものです。

秘密の指定範囲や基準が曖昧で恣意的な運用の余地が残ると言われていることや、取材・報道の自由との線引きもわかりにくいため、知る権利を阻害するとの懸念などが指摘されています。その他成立までに多くの懸念事項について国会で検討された法律ですが、国の安全保障上は必要であるとの世論もあり、現実的に成立したばかりの法律を国民の合意形成によってすぐに撤廃することには困難な状況であると言えます。

慎重に審査した結果、全員一致で不採択すべきものと決定しました。

受理番号3、件名、「マイ停留所」でユーバスを「体と心の健康寿命を延ばせる生活インフラ」にする陳情。

委員会の意見、陳情者は、これまで由布市市民交通対策検討委員会の公募メンバーとして、由布市の公共交通施策にも精通しており、多くの提案を行政側に投げかけてきています。執行部に確認したところ、今回の陳情内容も含め市民交通対策検討委員会でいろんな提案について協議を重ねた結果を総合的に判断して、現在のコミュニティバス運行事業を実施しているとの説明でした。

委員から、地域全体の要望として必要度の高い事業であるかどうか慎重に調査すべきとの意見が多く出され、慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） おはようございます。教育民生常任委員長の二ノ宮健治でございます。

請願審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時は、26年6月18日でございます。場所は湯布院庁舎2階会議室です。出席者につきましては、記載のとおり教育民生常任委員会全員でございます。

請願でございます。受理番号5、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

意見でございます。義務教育は日本国憲法・教育基本法の定めるところであり、義務教育の教育水準の維持向上や機会均等を確保する制度として、義務教育費国庫負担制度が維持されています。

本請願においては、この義務教育に係る費用については、本来は国の責任において国庫で全額を保障し、次代を担う子どもたちの健全な成長が図られなければならないところですが、昨今の国庫負担が減じられている中で、現在の義務教育費国庫負担制度を維持し、かつ教育に係る国庫負担割合を2分の1に復元するよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

請願の趣旨を十分に審査した結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会委員長の長谷川建策です。

ただいまより請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、26年6月18、19。現地調査・まとめ。場所、現地請願箇所、湯布院庁舎2階会議室。出席者、記載のとおりです。書記、議会事務局。

審査結果、請願受理番号3、受理年月日、平成26年5月23日、件名、生活道路の早期整備に関する請願。

委員会の意見、本請願は、由布川（海老毛・山田）地域と挾間（上市）地域をつなぐ、新たな生活道路の整備計画策定と早期実現を求めるものです。

由布川地域と挾間地域をつなぐ現在の市道上市海老毛山田線は、地域の主要生活道として昭和40年ごろから改良工事が行われてきました。しかし、現在では、都市計画道路との整合性や当該市道の中間部にある市指定文化財の海老毛横穴古墳群の保存等から、現状として市道の改良を進めていくことは難しい状況となっていることを確認しました。

当該市道については、由布市道路網整備計画（平成22年策定）では、短期整備計画のベースとした道路整備計画候補路線として整理されていますが、中間部で拡幅・改良工事が中断していることにより、交通障害が発生し、通学路として使用する小中学生等の安全性も危惧される状況にあります。

地域住民と行政で十分な協議を重ね、現状の道路交通事情との整合性を図るとともに、実情に即した都市計画道路の整備見直し検討を行い、地域住民の安心安全な生活道路を確保していくためにも、協議や整理が整い次第早急に実施計画路線として検討を進めていくべきものと判断されます。

また、本請願との直接的な関係はありませんが、海老毛横穴古墳群について市報や一部パンフレット等で紹介されていますが、貴重な文化財として指定保存を行っていることから、保全と活用方法を検討すべきであるとの意見も出されました。

慎重審査の結果、本請願を全員一致で採択すべきと決定いたしました。

審査結果、採択すべきと決定。

受理番号7、受理年月日、平成26年6月3日、件名、市道編入に関する請願について。

委員会の意見、本請願は、光永、石武自治区から提出されたもので、里道の市道認定を求めるものです。

これまでは地域住民が保守保全を実施してきたようでしたが、里道の大部分が砂利道で、雨天時には水たまりができるなどの悪路で、維持管理に苦慮されていることが確認されました。

当該里道はT字状に広がる道で、全てが市道に接続されており、地域に密接した生活道路になっていることから、市道として認定を行い、接続する市道と一体的に管理をすることが望ましいと判断をいたしました。

慎重審査の結果、本請願を全員一致で採択すべきと決定しました。

審査結果、採択すべきと決定。

以上、報告終わります。御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号2、地方財政充実・強化を求める意見書採択についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号2の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択

です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号2、請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号3、生活道路の早期整備に関する請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号3の請願についてを採択いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。——失礼しました。

これより請願受理番号3、請願についてを採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号3の請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号4、安倍内閣がすすめる集団的自衛権容認に反対する請願は、継続審査です。

次に、請願受理番号5、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号5の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号5の請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号7、市道編入に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号7の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号7の請願については採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2、特定秘密保護法撤廃の採択に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 総務委員長にお聞きをいたします。

委員会結果は不採択すべきと決定というふうには報告がありましたが、不採択の理由を読みますと、成立したばかりの法律をすぐに撤廃することが困難だから不採択と言っておりますが、この理由がちょっとわかりません。むしろ成立した法案に対して意見書を上げることが必要なものであって、成立した法案だから意見書を上げられないということが理由になっていることがよくわかりません。委員会の不採択の理由が時期的なことが理由なのか。それとも中身についての賛否はどのように審議されたのか。

それから陳情書にもありますけども、全国多くの地方自治体がこの法案が成立されてから次々と意見書を出しています。150、200にも上るような地方自治体の市議会がどんどん意見書を出しておりますけれども、そういうほかの自治体の市議会の提出状況みたいなことは委員会の中で審議されたのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） お答えします。

他の自治体との比較はしておりません。成立したばかりの法律を国民の合意形成によってすぐに撤廃することは困難な状況であると、この内容です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりやすく言いますと、時期的にもう成立したから不採択ということなのか、委員会の中で、この秘密保護法そのものについての賛否を委員会の中で審議し

たのかどうかということをお教えください。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 委員会の中での賛否は一応しました。それと、時期的な問題で不採択にしたということは、一応、国のほうで12月6日に成立して13日に公布された特定秘密保護法について意見を出すという陳情、意見書を出すという陳情書ではなかったように捉えているんですけど。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。3月議会で、この問題を一般質問させていただきましたが、わずかな時間で昨年末の臨時国会の中で、大変少ない審議時間の中で決定された。また、わずかな期間の中から公布をされたという法律であります。地方議会からも、今言いましたように、多数の意見書が上がっておりますし、何といたっても60万件秘密に指定されようかという法律でありますから、まさに時代の流れに逆行した、国の形が変わるとまで言われるようなひどい法律でありますので、ぜひ、意見書を上げていただくようお願いをしていきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより陳情受理番号2の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。（発言する者あり）

〔議員20名中起立8名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、陳情受理番号2については不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号3、「マイ停留所」でユーバスを「体と心の健康寿命を延ばせる生活インフラ」にする陳情は、継続審査です。

---

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」から日程第17、議案第61号平成26年度庄内簡易水道導・送水管布設替工事請負契約の締結についてまでの15件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 総務常任委員長の佐藤人己でございます。委員会審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は、6月18日、19日、23日、3日間でございます。場所は、庄内庁舎、一部挟間庁舎を使用しました。

出席者は、記載のとおりでございます。担当課も記載のとおりでございます。書記は議会事務局です。

審査結果、事件の番号、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」。

経過及び理由、平成26年法律第6号による地方税法の改正、及び平成26年政令第132号による地方税法施行令の改正に伴い条例の改正を行うものです。平成26年3月31日付で専決処分を行っています。

主なものは、法人税法の改正にあわせて、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことによる改正、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う改正などです。

また、軽自動車税の標準税率引き上げに伴い原動付自転車及び二輪の軽自動車並びに二輪の小型自動車に係る税率を1.5倍とし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は最低税率の年額2,000円とする。三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車に係る標準税率については1.5倍に、その他の区分の車両にあつては1.25倍とする改正がなされました。原付自転車や農耕作業用の小型特殊自動車などの税額が平成27年度より引き上げられます。

その他三輪以上の軽自動車においてもグリーン化を進める観点から新規検査から起算して14年を経過したものに対して標準税率におおむね20%の重課税率を適用することによる改正、固定資産税の特例の適用を受けようとするものが行う申告について明確化されたことによる改正などです。

慎重に審査した結果、全員一致で承認すべきものと決定しました。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）」。

経過及び理由、3月の大雪によるもので、農林業施設雪害災害復旧緊急支援事業費に係る歳出入予算の計上と、それに伴う農業用施設災害復旧事業の予算繰越明許費の変更、繰越明許費補正

の追加1件、変更2件です。平成26年3月25日に専決処分を行っています。

歳入歳出予算の総額に3,782万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億1,563万6,000円とするものです。

繰越明許費補正で、防災ラジオ配送業務471万9,000円を追加し、これは防災ラジオの配布時に留守の家が多く、3月中の全戸配布ができないと判断し明許繰り越しをしたものです。

農業用排水路整備事業1,174万2,000円と農業用施設災害復旧事業4,760万円については、3月の大雪により工事ができなかったことにより変更したものです。防災情報中継局設置事業の9,540万円は、総務省の許可が遅くなり、工事の着手がおくれたものです。

慎重に審査した結果、全員一致で承認すべきものと決定しました。

続きまして、議案第8号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（継続審査分）であります。

経過及び理由、改正内容は、農業委員会委員の報酬を見直すことと、障害者自立支援法の改正に伴い審査会の名称が改正されたため、名称変更を行う内容です。

農業委員会委員報酬について類似団体を視察し県内の状況について詳しく調査しました。平成23年の農地法の一部改正により農業委員会委員の責務と負担が増大しています。また委員会での取り扱い件数が年々増加していること、全筆調査も控え委員の負担が増していることを確認しました。今回の引き上げ率はかなり大きいとの意見も出されましたが、改正後の金額でも県内11番程度で、中位以下であることから引き上げについてはやむを得ないとの意見が多数となりました。

委員からは、農業委員会委員の活動状況について、地域事情によって濃淡があるように思われるとの指摘がありました。また農業委員の定数についても県内自治体と比較して、適正な見直し・検討を求める強い意見が出されました。

その後、委員会から施行日について修正案が別紙のとおり提出され、原案と修正案について審査した結果、全員一致で修正案を可決すべきものと決定しました。また、修正案を除く原案についても全員一致で可決すべきものと決定しました。

修正案の内容について説明いたします。

委員長報告書の最後に修正案を添付しています。裏面をごらんください。

通常の条例改正案では、附則に条例施行日が記載されています。今回の一部改正の原案では、施行日は「平成26年4月1日」となっています。修正案では、農業委員会委員の報酬引き上げについて施行日を平成26年4月1日と遡及せず、平成26年7月1日から施行するという修正案でございます。

続きまして、議案第51号平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締

結について。

経過及び理由、5月8日に競争入札を執行した結果、新成建設株式会社が落札し5月14日付で仮契約を締結したことから、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第52号平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について。

経過及び理由、5月8日に競争入札を執行した結果、日本無線株式会社大分営業所が落札し5月14日付で仮契約を締結したことから、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員から、2社が辞退し1社のみ入札でも手続上に問題はないのかという意見が出されました。（要件設定型）一般競争入札の場合、広く公募をしていることから公平性・競争性は保たれており、問題ないとの説明がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第59号平成26年度由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由、消防法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。昨年京都府福知山市花火大会で露天業者の発電機の燃料缶からガソリンが噴出し、引火し爆発した事故を受けての防火管理の改正です。

主な内容は、各種の催しに当たっての火気器具等の取り扱いに関する規定の整備と消化器の設置です。また、大規模な催し（100店舗以上）の場合、消防長が主催者に対して、防火予防担当者の選任と火災予防上業務に関する計画書を作成させることを義務づけています。

催しの主催者や火気器具を取り扱う出店業者に対して周知徹底を図るよう求めます。

慎重に審査した結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第60号平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,957万4,000円とするものです。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う職員給与の組み替えと、国・県の補助金への対応と緊急性の高い事業が主なものです。

歳入では、ふるさと納税の寄附金が247万5,000円、財政調整基金からの繰入金金が631万6,000円で、基金の本年度取り崩し累計額は、5億1,769万7,000円になります。過年度収入では、平成25年度実施分の防衛交付金1,900万円。

歳出では、総務費では由布院駅前トイレの改修工事を計上。

委員から、今回の改修は緊急的な処理となっているが、利用者数を考慮した場合、今後、本格的な改修工事も検討すべきであるとの意見が出され、負担等についてJR側と十分な協議を重ねるよう求めました。地域振興費の挟間地域づくり推進事業では、消防団積載車購入費を計上。防犯体制確立事業の負担金は、少年補導員に依頼している大分南地区少年警察ボランティア協会費36名分です。

消防費では、法改正による防火対象物管理システムの導入費や、災害時において消防団員等に緊急メールを配信するシステムの構築費が計上されています。緊急メールの配信先については、今後の検討を求めました。

慎重審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第61号平成26年度庄内簡易水道導・送水管布設替工事請負契約の締結について。

経過及び理由、6月10日に競争入札を執行した結果、扶桑建設工業株式会社九州支店が落札し6月13日付で仮契約を締結したことから、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員から、市内業者に分割発注等はできなかったのかとの意見が出されましたが、業者のランクや、工法等の問題から市内業者への発注はできなかったと説明がありました。市内業者育成の観点から、今後とも可能な限り市内業者への発注について要望します。

慎重に審査した結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。どうか議員皆様の御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 教育民生常任委員長の二ノ宮健治です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則110条の規定により報告をいたします。

日時は、6月18日、1日でございます。場所は湯布院庁舎2階会議室、出席につきましては、教育民生常任委員会委員全員でございます。担当課については、記載のとおりでございます。

審査結果を報告いたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由です。平成26年政令第132号により地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正を行うもので、一部改正の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行14万円から16万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を現行12万

円を14万円に引き上げ、また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減該当世帯において単身世帯への対象の拡大及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、現行35万円を45万円に引き上げを行うものでございます。

条例の施行が平成26年4月1日からで、時間的余裕がないことから専決処分とし、承認を求めるものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定をいたしました。

議案第53号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について。

国民健康保険税の制度改正によりまして、平成26年4月1日以降70歳到達者から後期高齢者医療に移行するまでの期間、医療機関窓口で支払う医療費の自己負担額が2割となります。そのことから制度改正で生じる不公平をなくすために、寡婦医療費助成の対象年齢を75歳まで引き上げ、2割負担該当者の軽減を図るものでございます。

条例の施行は公布の日から、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日からの適用となっております。

今回の改正については、担当課が制度改正で生じる不公平を見逃さずにということで、これは、担当課というのは子育て支援課でございます。きめ細かな対応をするもので、委員から、すばらしいと。これは、なかなか、どういう言葉に置こうかと思ったんですが、賞賛ではちょっと重すぎるかなということで、この言葉を使わせていただきました。との声が上がりました、今後もこのように、市民に不利益が生じないよう、さらなる慎重な取り組みをお願いをいたしたいということでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

平成26年法律第28号により寡婦福祉法の改正が行われまして、そのための条例改正でございます。

今回の改正は、母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、父子福祉資金制度の創設等、父子家庭に対する支援の拡大を図るものであり、法律名も「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

条例の施行は、平成26年10月1日からでございます。

慎重審査の結果、全員一致で議案を可決すべきと決定いたしました。

議案第60号平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

本補正予算について当委員会に関係する主なものは、3款民生費1目生活保護総務費で社会福祉主事資格認定のための旅費で、65万1,000円が計上されています。このような資格の取得につきましては、最終的に個人の資格取得になるというようなことの中から、今後、個人から

の一部負担金徴収制度の導入が必要ではないかとの意見が出されました。

10款教育費3目教育指導費で、教育方針推進事業（コミュニティ・スクール導入促進事業）77万7,000円。この事業は保護者や地域住民の参画を得ながら、学校運営の改善や学校支援の充実を図ることを目的とした国の補助事業であります。現行の学校評議員制度があるんですが、それを学校内から地域へと広げていくもので、今年度は由布川小学校をモデル的に先行させまして、来年度、東庄内小学校、塚原小学校、さらに市内全体に広げていく事業であります。

3目図書館費、市立図書館システム更新事業1,247万2,000円は、現システムが5年以上経過をし、保守契約期間の延長が困難なことから、当初予算での新システム移行を検討していましたが、価格やシステム等の再検討を行うことにより、今回の補正計上となりました。

今回、島津副市長の出席をお願いをいたしまして、健康立市の推進について市の体制を充実させ、一部の課や職員に過度な負担とならないよう全市的な取り組みになるよう強く要請をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決いたしました。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 産業建設常任委員長、長谷川建策です。委員会の審査報告いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、26年6月18日、19日。議案審査、まとめ。場所、挾間庁舎3階第2会議室、湯布院庁舎2階会議室。出席者、記載のとおりです。担当課及び書記は記載のとおりです。

審査結果を報告いたしますが、質疑のないように詳細に記載をしておりますので、事業概要及び委員会の意見を中心に報告をさせていただきます。

事件の番号、承認第3号、件名、専決処分承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）」。

経過及び理由、本議案は、平成25年度一般会計補正予算の承認を求めるもので、本補正予算のうち当委員会に関する主なものは、3月の大雪災害による農林業施設雪害災害復旧緊急支援事業42件分の歳入歳出予算の計上と、それに伴う農業用施設災害復旧事業の繰越明許費の額の変更等を行うものです。

本補助事業のうち、施設撤去作業に係る費用については受益者への負担を求めることはないが、施設再建・修繕分については、20%の受益者の負担が求められることとなります。過去再三にわたる災害による施設の再建・修繕のための高額な費用負担や農業者の高齢化に加え、今回の雪

害も一つの要因となり、これを機に農家をやめる農業者もあったとの報告を受けました。

委員会からは、農業行政の各種事業について適切に公的な助成は行われていると思うが、被災した上に、再建のための費用負担を負うことは農家にとって大変厳しい状況であると思われます。農業振興は市の重点施策であることや、災害による被害であるということを考慮し、農業者への手厚い支援策を実施することができないか検討を行うように意見をしました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定しました。

事件の番号、議案第55号、件名、由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正案は、農林水産省所管の農業基盤整備促進事業実施要綱に規定する事業を新たに実施するため、土地改良法に基づき徴収する負担金についての規定を加えるものです。

当該実施要綱に基づいて、今回新規で取り組みを開始する事業の内容は、農作業道の変更の土地改良事業となっています。

委員会からは、当該事業における助成を受けるためには、幾つかの採択要件をクリアする必要があり、中でも農業基盤整備計画を策定していることという要件があることから、意欲ある農業従事者を支援していくためにも、有利な助成を受けることができるように新規事業の広報活動の実施も含め、当該事業の該当可能箇所の調査を実施し、事前に計画策定を行うように意見をしました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第56号、件名、由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正案は、大分県議会平成26年第1回定例会で可決された、平成26年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担についてに規定される事業（農業用排水施設の新設、廃止または変更等）に新たに取るため、土地改良法に基づき分担金の額についての規定を加えるものです。

今回の条例改正により、即事業に着手するというのではなく、今後も事業実施に向けて県に要望を行っていくため、市の条例に当該事業を規定するものであるとの報告を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第57号、件名、由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正案は、平成22年3月に策定した簡易水道事業統合計画に基づいて、湯布院町の下湯平簡易水道事業を湯平簡易水道事業に統合するためのものです。

内容としては、別表中の湯平簡易水道事業の給水区域に下湯平簡易水道事業を含め、給水人口

や1日最大給水量の整理を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第58号、件名、由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正案は、議案第57号と同様に、下湯平簡易水道事業を湯平簡易水道事業に統合するため、条文の整理を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第60号、件名、平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、平成26年度由布市一般会計補正予算については、委員会で出された主な意見のみを報告いたします。

委員会審査で出された主な意見は、水道未普及地域改善事業については、担当課からは、小平簡易水道組合が管理する水道施設は地域の方が普段から生活用水等として使用しているものだが、4月ごろに給水が停止したため、生活用水確保ができなくなり、事業費の予算計上は行っていないが当該水道施設の工事を許可したとの説明を受けた。地域の方の生活用水等の維持・確保については早急な対応が必要不可欠であるが、事業許可を出すまでの手続として、予備費からの充用を行うなど予算上の協議も十分に行い、正規手続を経て、丁重な行政サービスの提供を努める必要がある。

河川水質保全事業については、大分川源流域の水質保全は喫緊の課題であるが、本事業にて取り組む予定としている内容が不透明に思われた。担当課からは、県が進める豊かな水環境の創出への取り組みを推進し、河川への生活排水対策等を行うとの説明を受けた。今回の事業推進については、生活排水処理率の向上を図るため合併処理浄化槽転換補助事業の活用も検討されており、この補助を受けるためには今回創設予定である市民会議の設置が必要となっていた。合併処理浄化槽転換補助事業の実施については、転換を行う計画策定や設置費用に対する市の上乗せ補助の確保などが必要で、いろいろな面でさらなる協議の必要があると考えられる。また、今回の大分川源流域市民会議の創設については、単に合併処理浄化槽転換の補助を受けるための一手段として設置するなどということではなく、大分川源流域の水環境を再生させるために十分に機能する市民会議となるように各関係機関と綿密な協議を行い、明確な目的を設定し、目的を達成するための計画を十分に検討し、予算執行に当たっていただきたい。

今回のかぐらちゃやの指定管理施設に限らずほかの施設についても、指定管理事業者が変更となった後に応急的な修繕対策をその都度とっていくのではなく、指定管理を行う前に事前に市の公共施設として計画をもって修繕を行い、その後に現状確認を行い指定管理に出すべきである。また、指定管理施設は公共施設であり、各施設に目的を設定し管理の指定をしているが、一定以上の利益を見込むことができる施設については、賃貸による施設の貸与や財産処分等も含め、今

後検討を行っていくべきである等の意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

どうか、慎重審査の上、御賛同をお願いいたします。以上、終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより審議に入りますが、議案についても、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「平成25年度由布市一般会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第8号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番、佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） ちょっと確かめておきたいんですが、修正案も一緒ですかね。修正議決という形、（発言する者あり）一緒に討論します。したいと思いますが、議長それで許可いただけますか。関連ちゅうか、これが本質でしょうから。

○議長（工藤 安雄君） はい。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） それでは、12番、佐藤郁夫です。私も由布市議会は、委員会制度、委員会を重視した、また本会議も併用しながらの議会ということも十分承知してまして、委員会のそれぞれの審査をした委員さんの皆さんに十分敬意を払った上で、この修正に対する反対討論をさせていただきます。

まず、議案8号、この件につきましては継続審査でございました。3月議会で出された件でありまして、そして、なおかつ予算につきましては、我が建設常任委員会で審議をして可決をしております。執行停止というような状況であったと思いますし、総務委員の皆さんはやっぱり慎重に取り扱って、きちっと視察等をしながら、この問題はどうかと、そういう審議をされて今日までなつたと、そういう経緯でございますから、十分そういうこともわかります。ただ、修正を、皆さん値上げちゅうか、この報酬は、内容が審査結果もあります。やっぱり、上げなきゃならんだろう、そういう結論。ただ、修正出されて、実施時期を7月1日ということで、私はこ

の件については、やっぱり承服は大変悪いんですができません。と申しますのは、予算、皆さん御存じと思いますが、仕事も4月1日から農業委員さんそれぞれされてますし、確かに濃淡ございますし、定数の見直しも含めて、私も十分わかってます。特に私は農業委員会の中には、委員が小選挙区で選挙したところと選挙しないところもございましたし、欠員もございました。したがって、見直し等は当然定数はすべき、そういうふうに思ってますから。ただ、この報酬につきましては、やはり仕事をして、皆さんが汗をかいていただいている。そういうことで、4、5、6月分も含めて、やはり実施は4月1日に報酬を上げていただいて、皆さんの労に報いていただきたい。これこそ不利益不遡及の原則と私はそう思ってますので、どうぞ賛同される皆さんの御理解をいただいて、原案どおり可決していただきますようお願いして、修正案に対する、この案に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。新井一徳君。

○議員（11番 新井 一徳君） 委員長報告に対して賛成討論をいたします。

今、郁夫委員から言われたように、逆に言えば、おんなじような意見なんですけど、我々も類似の市を視察しまして、それは豊後高田市でありますけども、やはり由布市の場合は、報酬が合併のときに、定数は減さないという基本理念のもとで、3町がある程度同じ報酬やったので、この金額でありました。今回の議案は、委員長報告に書いてますように、ちょっとアップ率が大きいということで、逆に言うたら、少し減額の修正案を出そうかというような委員会の意見もありましたけども、いや、そこまでしてやるのもいかなものかということで、やはり、そのために、ある程度、慎重に審議するためにも3カ月間の猶予をいただきまして、今回結論を出したわけですが、そういった面を含めて、本当わずか3カ月ということでもありますけども、農業委員さんには大変お仕事で大変でしょうけども、そのようなところを御理解をいただけるのではないかとということで委員会としての結論を出しましたので、その辺のところを他の議員さんも御理解いただいて、委員長報告に対して御賛同いただけるようによろしくお願いします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は修正です。まず委員会の修正案について、採決を行います。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立10名〕

○議長（工藤 安雄君） 採決の結果、賛成反対が同数ですので、よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。議長は本案に対して賛成です。

（「原案か」と呼ぶ者あり）原案に対して賛成、ちょっと待ってください。修正案に対して賛成をいたします。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。修正議決した部分を除く原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第51号平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号平成26年度高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第53号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第55号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第57号由布市営簡易水道事業設置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第58号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第59号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を

行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第60号平成26年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 委員長にお伺いします。（「なに委員長か」と呼ぶ者あり）総務委員長にお伺いします。

2款1項5目財産管理費の湯布院庁舎管理事業についての御意見が、由布院駅トイレの改修工事に関してですけれども、今回の改修は緊急的な処理。利用者数を考慮した場合、今後、本格的な改修工事も検討すべきであるという意見がなされたということでございます。その内訳、内容といえますか、について、どのような本格的改修工事をお話なされたのか。そして、それが、そのリアクションじゃないですけども、行政のほうの予定はどういうふうに戻答があったのか、その2点、お伺いしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） 溝口議員の質問にお答えいたします。

執行部側からの説明の中に、先ほど委員長報告で言いましたように、今度の案件は緊急性があるから、その予算を計上したわけでありまして、また、臭気等がひどく漂っているということでもありますので、そういうことを考えると、もう全面的に改修したほうがいいんじゃないかという委員の意見があったということです。

それで、その予算の中で、全て由布市が持たねばいけないのかなというような意見もありまして、JR側ともう少し詰め寄った話が出ていいんじゃないかなと。そして、また、金額が大きくなれば、防衛予算も適用するようになるのではないのだろうかということでもあります。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 聞きたいところは、もう既にトイレが小規模というか、利用者

の増加に対応できないスケールになってるので、いわゆる基本的に浄化槽の拡大が必要だというふうに先だつての質疑で行ったんですけれども、そのあたりのお話はなされましたか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） 浄化槽の増築というんですか、大きくする話も出ました。確かに。今の容量では賄い切れんのではないだろうかと。それから同じするんやったら大きいのをしたらどうだろうかとという意見も、そういう意見もあった中で検討した結果、金額が今度は浄化槽といっても何千万円という浄化槽になりますので、そういう防衛予算等に該当するように組み入れたらどうかということでした。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ということは、私が理解したところで、今確認したいんですけども、浄化槽を大きくするには経費がかかると。かかるがゆえにJRとの協議を重ねて、利用できる防衛費などの補助金を使うべきであって、基本的にはトイレの増改築の推進を委員会としては執行部に申し上げたということによろしいのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤人巳君。

○総務常任委員長（佐藤 人巳君） そのとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 教育民生常任委員長にお聞きをいたします。

教育費のコミュニティ・スクール導入事業費77万7,000円で、委員長報告でいくと、今年度は由布川小学校で、来年度、東庄内、塚原というふうに報告あったんですけど、議案質疑のときには、3小学校が手を挙げて該当するというふうに説明がありました。この77万7,000円の内訳が先進地視察とか、講演会の開催ということなんですけど、この77万7,000円は、由布川小学校の分だけというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） お答えします。

私も由布川小学校と東庄内、それから塚原を今年度同時発進をするかと思ってたんですけど、説明では、ここに書いてますように、由布川小学校に人を派遣をしながら、先行的にやってみるということです。そういう中で、東庄内と塚原小学校については今年度準備をするということで。

それから運営委員会的なものができますので、そういう人たちは全市的な準備をするということで、そのための先進地視察の旅費とか、そういうものです。それで、結論から言うと、今年度については、実際にやるのは由布川小学校だけです。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりました。例えば、先進地視察とか、講演会に行ったりするのは、塚原とか、東庄内の人も一緒に行くってことなんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） このコミュニティ・スクール導入促進事業ということをお動かすのは、全市で、どこの学校とか、何とかじゃないんですけどね。だから、そういう人たちの、ここに書いてますように、今までは学校評議員という形だったんですけど、学校評議員はどちらかというと、学校内のいろんな問題について対処してたんですが、今回については、それプラス地域に出ていくということで、そういう人たちはいろんな形で先進地視察とか、そういうのが入ってます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第61号平成26年度庄内簡易水道導・送水管布設替工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 総務常任委員長にお聞きします。これ追加提案で、先日の本会議で、通告なしで質疑したものですから、執行部からの答弁がいただけなくて、あとは委員会というふうに聞きました。

要件設定型とはいえ、1社しか応募がなくて、ほぼ予定価格と同価格だったので、募集期間がどのくらいあったのか、長く募集したけど1社だったのかということで、具体的な募集期間は何日だったか、委員会の中で確認されたのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 小林議員の質問にお答えします。

26年の5月16日から6月9日まで、月曜日までの閲覧期間がありました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第18、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。平成25年度決算認定の審査のため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の定数については、委員会条例第6条第2項の規定により、20人以内にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は20人以内に決定いたしました。

---

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第19、決算特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、太田洋一郎君、野上安一君、加藤幸雄君、工藤俊次君、鷲野弘一君、廣末英徳君、甲斐裕一君、長谷川建策君、二ノ宮健治君、小林華弥子さん、佐藤郁夫君、佐藤友信君、溝口泰章君、淵野けさ子さん、太田正美君、佐藤人巳君、田中真理子さん、利光直人君、生野征平君、以上19名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は、ただいま指名いたしました方を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告をいたします。

委員長に太田正美君、副委員長に佐藤人己君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開をいたします。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 発議第4号

追加日程第3. 発議第5号

追加日程第4. 発議第6号

○議長（工藤 安雄君） お諮りをいたします。ただいま議員発議として、発議第3号から発議第6号までの発議4件が提出されております。ついては、この発議4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、発議4件は追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、発議第3号から追加日程第4、発議第6号まで一括して上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第3号について、16番、佐藤人己君。

○議員（16番 佐藤 人己君） それでは、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の第1項の規定により提出します。平成26年6月24日、由布市議会議長、工藤安雄殿。

提出者は、総務委員会、佐藤人己、賛成者は以下記載のとおりでございます。

提案理由は、地方財政の充実・強化を求めていくため。

裏面をごらんください。この中で、1番の地方財政計画、地方税のあり方のところに、「国と

地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること」、これがもう、なんといってもこれが一番の議題でありまして、あとは、このことを言いまして、皆さんが理解してくれるものというふう  
に思っておりますので、あとはお目通しをしていただきたいと思います。

以上でございます。どうか皆様の御賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、発議第4号及び発議第5号について、9番、二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） 発議第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。提出者の二ノ宮健治でございます。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

賛成者につきましては、加藤幸雄、太田正美、淵野けさ子、溝口泰章、佐藤友信議員でございます。

提案理由につきましては、義務教育費国庫負担制度の堅持を、（発言する者あり）いや、入ってないです。要らんことは言わんでください。（発言する者あり）今、言わなかったかな。（発言する者あり）

大変申しわけありません。工藤俊次議員です。

説明をいたします。もう、これは毎年出していることにつきまして、内容については、もう皆さん御存じだと思います。憲法の中で、義務教育費については無償だということをうたわれていますが、ここに書いていますように、いろんな今補助金のカット、それから交付税の見直し等の中で、今現行3分の1になっております。これをぜひ2分の1にと復元していただきたいというものでございます。

内容については、もう毎年説明しておりますので、このことでもよろしくお願いをいたします。

次に、発議第5号です。地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書でございます。

賛成者につきましては、加藤幸雄、太田正美、淵野けさ子、溝口泰章、佐藤友信各議員でございます。

次ページを開いていただきたいと思います。

このことにつきましては、医療・介護総合確保推進法という法律ができて、在宅で医療・介護のサービスを受けられる環境を整え、利用サービスを提携していこうというようなことでございます。

そういう中で、具体的ないろんな施策があるんですが、高齢者が住みなれた地域で、医療・介護・生活支援サービスなどを一括して受けられる地域包括システムというものが法律の中でうたわれております。そのことをここに詳しく書いております。

少し読み上げますが、

「医療・介護・福祉の良質な人材を確保する国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、25年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと」

です。

この2025年問題については、もう御存じと思いますが、今団塊の世代が前期高齢者に入りまして、ちょうど、この年に後期高齢者になるということで、いろんなことが考えられます。そういう中で、特に医療とか、介護のリスク、それから給付とのバランス、そういうものを考えながら、このシステムの構築をしていただきたいということでございます。

それから消費税のことも少し書いてます。消費税につきましては、5%から8%になったんですが、特に地方分が今回は3.1%になりました。2.18から3.1%になったんですけど、国の分も2.82から4.9になりまして、高齢者の3Kというぐあいに言われています。基礎年金に充てる。それから老人医療介護に充てると、そういうことを的確にやっていただきたいと。先を見通しながらということでございます。

そういうことで意見書を提出をしたいというように思っています。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、発議第6号について、20番、太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） こんにちは。発議第6号メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成26年6月24日、由布市議会議長、工藤安雄殿。提出者、由布市議会議員、太田正美。賛成者は工藤議長を除く全員であります。

提案理由、メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求めるため。

裏面をお願いします。

メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求める意見書（案）。

平成24年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことに伴い、民間企業による大規模な太陽光発電設備の設置に向けた動きが加速していますが、一方で、景観や自然景観環境の悪化を危惧する立地地域住民による建設反対運動が起こるなど、社会問題となるケースが全国的に見受けられます。

というようなことで、特に由布市としては、景観や自然環境ということを大事にしたいという意味からも、記のまず1、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する事業者に対し、

所在自治体への事前届け出を義務づけること。

2、事業認定申請に当たっては、所在自治体の同意を条件とすること。

3、太陽光発電設備等（いわゆるソーラーパネル）を建築基準法が適用される工作物から除外する改正を撤回し、太陽光発電設備等を建築基準法で定める工作物と認め、太陽光発電事業計画についても建築基準法を適用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。どうぞ御賛同のほどよろしくお願いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤 安雄君） 二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） 休憩をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） ここで休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....  
午前11時57分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。これは3号、あとの4号とも反対理由は一緒なんですけど、地方財政の充実にしても、あとの社会保障の問題にしても、税金を集めるところの問題が、問題というか、問題になってないんですね。大企業、お金持ちからちゃんと負担をしてもらおう。適切な負担をしてもらおうという、応能負担ですね。その原則を発展させていかなきゃいけませんし、そういう文書が、文言が抜けてますので、その点について、反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。12番、佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 私は、今、発議3号ですよね。地方財政の強化を求める意見は原案賛成で討論をさせていただきます。

今、反対者がそういうことを申し上げましたが、私どもがこういうことを地方として国に申し上げて、意見書として取り上げていただきたいという趣旨は、これまでも国と地方の協議というのは確かにされておりますが、いろいろ調べてみますと、非常に審議期間もないし、特出したところのそういう学者、地方の公聴委員会含めてやられただけで、十分、地方6団体含めて、そういう地方の現状を含めて、きちっとした協議、審議をされてません。したがって、今、消費税とか、いろんな問題が出て、上げて、財源は国が持ちながら、地方はやはりやることはやりなさいよと地方分権の中と言ってますが、現実的には財源は国が管理をします。そういう片手落ちはやっぱりいかなものでしょうか。地方として、自分たちが地域は地域で頑張って取り組んでいくのに、財源として、きちっとしたことも保障してほしいと、そういう願いでありますので、どうぞ皆さん賛同のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号メガソーラーの建設について、所在自治体の同意等を義務づける法改正を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 賛成者の1人で申しわけございませんが、提出者にちょっと確認のためですが、これは由布市のオリジナリティの意見書なのか、関係自治体と協議をした上での意見書なのか。賛成者の1人で申しわけございませんが、もし、オリジナリティであれば、具体的に裏面を見ていただくと、1項目で、再生エネルギーの一定基準ということをも明記しておりますから特に問題ないと思いますが、太陽光についてはかなり具体的に触れておりますが、やはり由布市の命である大規模な温泉等についても具体的に一般温泉で掘削して、あと、発電機に変えるというケースがたびたび出てきてるようでございます。それから、かなり大規模の地熱発電が由布市内で発生した場合、1条に該当するから特に問題ないと思いますが、この辺につきまして、明記したほうがいいんじゃないかなと思いますが、同じ関係する自治体で意見書を求める案では、ちょっと困難かもしれませんが、オリジナリティであれば、温泉のことについても明記したほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺確認のためにお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 他の自治体というより、大分県の県議会でも意見書を提出されておりますし、他の自治体でも、このようなトラブルは多数出ておまして、意見書が出ております。それと、第2点の温泉熱利用についての明記されてないということですが、これについては、特に由布市あたりは、温泉掘削についてはまた別の保健所等の規制がかかっておまして、その辺で、また審議するべき問題かと思っております。

それですので、今回はとりあえずメガソーラーについてだけの意見書提出をさせていただきました。よろしく御賛同をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第5. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（工藤 安雄君） 次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（工藤 安雄君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで平成26年第2回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員